



日本外国特派員協会で講演する中川大臣（11月21日）

目次

【特集】

- 株券電子化の実施について（平成21年1月5日実施） 2

【トピックス】

- 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置について 6
- 銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化について 12
- 平成20検査事務年度検査基本方針の改定について 13
- 「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等について 14
- 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について 18

【国際関連】

- 金融庁総務企画局参事官（国際担当）のIAIS執行委員会副議長就任について 19

【法令解説等】

- 電子記録債権法施行令及び施行規則について 21
- 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令等について 25

【金融ここが聞きたい！】 27

【お知らせ】 28

【11月の主な報道発表】 32

【特集】

株券電子化の実施について（平成 21 年 1 月 5 日実施）

株券電子化制度を規定した「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行期日を、平成 21 年 1 月 5 日とする政令（平成 20 年政令第 350 号）が 11 月 19 日に公布されました。

来年 1 月 5 日の株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者の方々にできるだけ早く準備をしていただく必要があります。

ここでは改めて、株券電子化の意義や、電子化までに株主の方々が何をしたらよいかなどについて説明します。

Q1. 株券電子化とは、どういうことですか？

株券電子化（株式のペーパーレス化）とは、**上場会社の株式等に係る株券をすべて廃止**し、株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を、証券保管振替機構及び証券会社等の金融機関に開設された口座において電子的に行うこととするものです。

現在においても、株券保管振替制度の活用により、株券そのものの受渡しや保管等の管理を株主自身が行わなくても売買や株主権の行使をすることができますが、一方で、株券を株主自身で管理し、株券の受渡しを株主自身が行う売買等も認められており、株式の譲渡や管理に当たり様々なリスクや非効率性が指摘されています。

今後は、新たな株式振替制度により株券電子化が実施され、電子的な管理に統一されることとなります。

Q2. 株券電子化のメリットは何ですか？

株券電子化には、次のような**多くのメリット**があります。

① 株主にとっては、

- i) 株券を手元で保管することなどによる**紛失や盗難、偽造株券取得のリスクが排除**されます。
- ii) 株式の売買の際、実際に**株券を交付・受領したり株主名簿の書換申請を行う必要がなくなり**ます。
- iii) 発行会社の商号変更や売買単位の変更の際に、株券の交換のため、発行会社に株券を提出する必要がなくなります。

② 発行会社や株主名簿管理人にとっては、

- i) 株主名簿の書換に当たり株券が**偽造されたものでないか等のチェックを行う必要がなくなり**ます。
- ii) 株券の発行に伴う印刷代や印紙税、企業再編（企業間の合併や株式交換、株式移転など）に伴う**株券の回収・交付のコスト等が削減**できます。
- iii) 株券喪失登録を行う必要がなくなります。

③ 証券会社にとっては、

- i) 株券の**保管や運搬に係るリスクやコスト等が削減**されます。
- ii) 株主が株券を証券保管振替機構に預託する場合や証券保管振替機構に預託された株券を引き出す場合の手続を行う必要がなくなります。

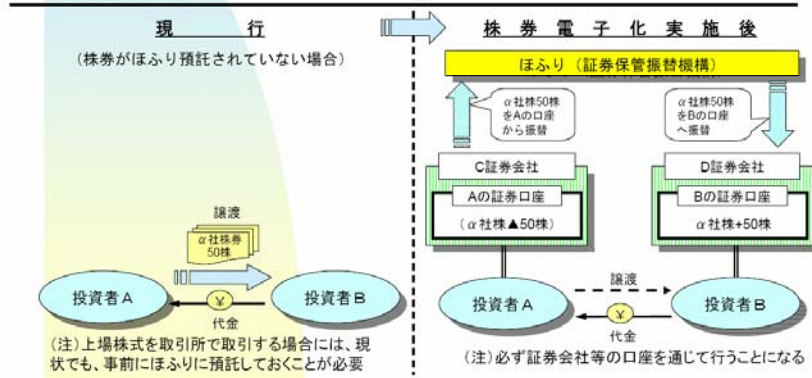
株券電子化とは

- 株券の存在を前提として行われてきた株主権の管理を証券会社等の口座において電子的に行うものです。（株券のペーパーレス化）。
- ただし、株券という券面の効力がなくなるだけであり、株式の権利自体が無効になるものではありません。

メリット

株券の紛失、盗難、偽造等のリスクを削減
株券発行、受渡し、名義書換等のコストを削減
株主管理の効率化

利用者の安全性・効率性・利便性の向上



Q3. 株券電子化までに株主は何をしただいのですか？

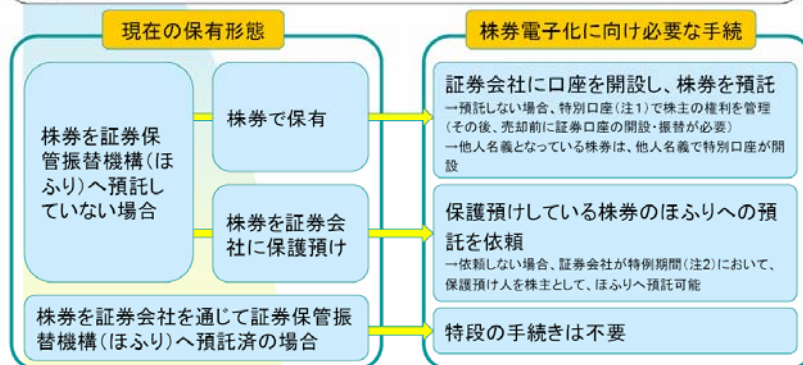
- (1) 株券電子化の実施に際して、すでに証券保管振替機構に預託されている株券については、一斉に新たな株式振替制度に移行できるように措置されているため、株主が**特段の手段をとる必要はありません。**
- (2) 自宅や貸金庫などご自身で管理されている株券、いわゆる「**タンス株券**」については、
 - ① **証券保管振替機構に預託**する
 - ② 本人名義であることを確認した上で管理を続ける（特別口座に自動的に移行）
 といった2つの対応方法があります。

①の方法で対応される場合、株券の**証券保管振替機構への預託期限が平成20年12月19日とされていることから、できる限り早めに証券会社等にご相談ください**（現在でもこの預託を行うことは可能です。）。

②の方法で対応される場合、株券の名義が他人名義となっている場合には、株券電子化が実施される日までに**株券を所有者本人の名義に書き換えておかないと、株主としての権利を失うおそれ**があります。したがって、電子化実施までに本人名義に書き換えておくようにしてください。

保有株券の取扱いについて

- 株券電子化実施後に取引予定があれば、株券電子化までに証券会社に口座を開設し、株券を「ほふり」に預託することをお勧めします。
- 株券を「ほふり」に預託してあれば、株券電子化の実施にあたって特段の手段は不要です。
- 預託しない場合でも、電子化実施後、当面の売却予定がなければ、電子化時に発行会社が信託銀行等に開設する口座（特別口座）で、株主の権利（配当金受領、議決権行使など）は保全されます。
- ただし、特別口座を選択される場合でも、電子化実施までにお手元の株券を本人名義にしておく必要があります。



(注1) 特別口座とは、発行会社が配当の受領や議決権を行使する権利を保全するために、信託銀行に株主名簿の名義で開設する口座。

(注2) 特例期間とは、電子化実施1ヶ月前から2週間前の日の前日

Q4. 株券を証券保管振替機構に預託しなかった場合、株主の権利はどうなるのですか。

株券電子化が実施されると株券は無効となり、株主名簿上の株主の名義で、発行会社により設定される「特別口座」において株式が管理されることになります。

なお、株券電子化が実施される日までに株券を所有者本人の名義に書き換えていない場合、本人以外の名義の特別口座で管理されることになります。このような場合に、株式の名義を本来の本人名義に回復するには手続が必要となります。

Q5. 他人名義で開設された特別口座の名義を本人名義に回復するには、どのような手続が必要ですか。

他人名義で開設された特別口座の名義を本人名義に回復するためには、以下のような手続が必要となります。

- (1) 特別口座の名義人との共同申請
- (2) 以下のいずれかの書類を提出して申請
 - ① 相続を証する書面（相続手続が未了の場合）
 - ② 裁判の判決、和解調書など
 - ③ 無効となった株券＋株券電子化前に当該株券を取得したことを証する書面（株券電子化後1年間のみ）

これらの手続は、株券の発行会社（上場会社）や「株主名簿管理人」である信託銀行等が取り扱っています。申請にあたってどのような書類が必要となるか等については、株券の発行会社（又は信託銀行等）にご相談ください。

Q6. 株券を担保としている場合、どのような手続が必要でしょうか。

株券を担保とする場合、担保設定の事実を株主名簿には記載しない、いわゆる略式担保の方法が一般的ですが、このような略式担保の方法で株券を担保としている場合、株券電子化までに以下のいずれかの手続を行うことによって、質権を保全する必要があります。

- (1) 担保権者と担保権設定者との共同手続（平成20年12月19日まで）

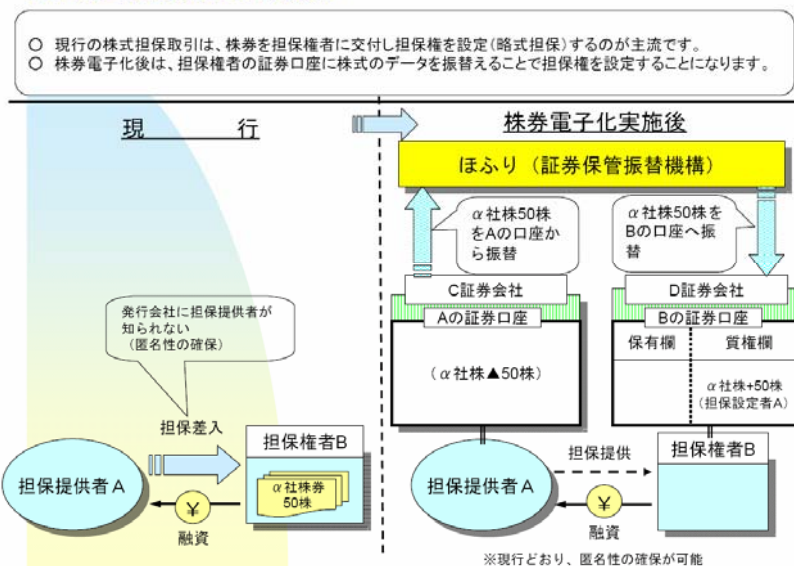
担保権設定者及び担保権者がそれぞれ証券会社等に口座を開設し、担保権設定者から証券会社等を通じて証券保管振替機構に株券を預託し、担保権設定者の口座から担保権者の口座への振替を行う手続です。この手続によると、これまでの略式担保と同様に、匿名性を維持することができます。

詳しい手続等につきましては、お早めにお取引先の証券会社等にご相談ください。
- (2) 担保権者による単独手続（平成20年12月22日から株券電子化の実施前まで）

質権者が単独で発行会社（又は信託銀行等）に請求することによって、株主名簿に株券に質権が設定されているという事実を明確に記載しておく手続です。

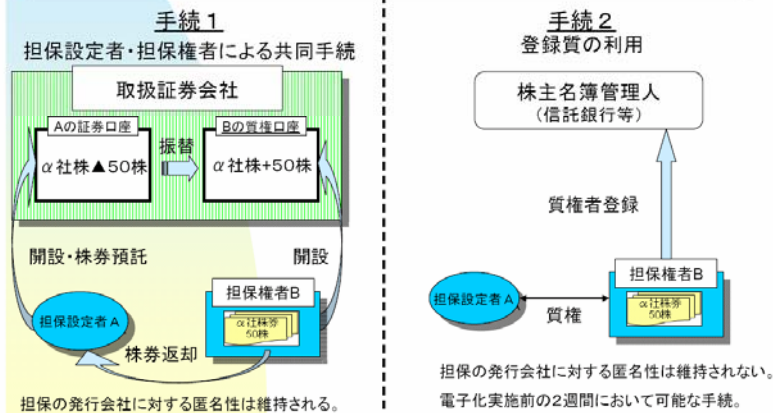
必要書類など詳しい手続につきましては、発行会社（又は信託銀行等）までご相談ください。

株式担保取引の取扱い



担保株券の電子化移行手続

- 株券電子化前に設定された担保権を電子化後も維持する手続としては以下の2つの方法があります。
- ・原則的な手続は、担保権者が担保設定者と共同で手続をする方法です。(手続1)
 - ・このほか、制度上の特例措置として、担保権者単独で実行できる方法があります。(手続2)
- (注)「手続2」を採ると、当該株式を質入れた事実が発行会社に知られることとなります。
- 担保株券の取扱いについては、取引相手との協議のうえ、証券会社に相談してください。



Q7. 未上場の株券も電子化されるのですか。

株券電子化の対象は証券取引所に上場されている株券であり、未上場の株券（未公開株式）は対象外です。

(注) 上場株券のほか、上場投資証券及び上場優先出資証券も電子化の対象です。

Q8. 株券電子化の実施後に何か注意する点がありますか。

株券電子化の実施後においては、無効となった株券をまるで有効であるかのように装って売り付ける行為や、金融庁や証券会社、関係団体などを名乗って無効株券を回収する行為などの詐欺的行為がないとは言いきれません。株券電子化により上場会社の株券は無効となり、株券の株式としての価値はなくなりますが、金融庁や証券会社、関係団体などが無効株券を回収することはありません。このような詐欺的行為にはくれぐれもご注意ください。

株券電子化に関するご質問、ご相談窓口

「株券電子化」なんでも相談窓口（株券電子化コールセンター）

☎ 0120-77-0915（平日・土曜日 9:00～17:00）

※ 「株券電子化」については金融庁ウェブサイトにも掲載しています。金融庁ウェブサイトのホームページ「金融庁の政策 ▽ 政策の一覧へ」から「[株券電子化について](#)」にアクセスしてください。

また、より多くの方々に株券電子化について理解を深めていただくべく、[政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備 もうお済みですか？」](#)では、株券電子化の概要や留意点について広報を行っています（このオンライン動画には、金融庁ウェブサイトの「株券電子化について」のページからもアクセスできます。）。

【トピックス】

中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置について

1. はじめに

金融庁は、本年10月30日に政府・与党によって決定された「生活対策」を受け、金融機関が借り手に対する返済条件の緩和を柔軟に行えるように、11月7日、監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕（以下「マニュアル別冊」といいます。）を改定しました。

以下、本コーナーにおいて、改定監督指針及び改定マニュアル別冊の概要等について説明します。

2. 監督指針・マニュアル別冊改定の経緯・目的

中小企業をとりまく現下の経済情勢が厳しいなかで、金融機関が既存の融資について柔軟に貸出条件の緩和（返済期間延長・金利減免等）に応じることができれば、借り手企業の資金繰りや経営の改善が図られ、さらには借り手企業の経営改善の結果、金融機関が抱える信用リスクの軽減にもつながります。

他方、借り手が「返済期間延長」や「金利減免」などといった条件変更を要請しても、条件変更に応じると、その債権が貸出条件緩和債権（不良債権）に該当するおそれがあり、その場合、不良債権比率や引当率が上昇することになるため、金融機関が柔軟な条件変更に応じにくいとの事情がありました。

監督指針の規定上、借り手を支援する目的で、借り手に有利となるような貸出条件の変更をした場合、その債権は原則として貸出条件緩和債権となり、銀行法及び金融再生法の体系上、不良債権に該当してしまいます。

しかし、監督指針では、その例外として「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」（以下「実抜計画」といいます。）が策定されていれば、条件変更が行われた場合でも、貸出条件緩和債権に該当しない取扱いを規定しています。

こうした例外規定があるにもかかわらず、実際には中小企業に対する適用は必ずしも一般的ではありませんでした。なぜかと言うと、実抜計画の要件として、「概ね3年後の当該債務者の債務者区分が正常先となること」が求められていますが、中小企業においては、リストラの余地も小さく黒字化や債務超過解消までに時間がかかるため、3年で正常先になる計画を策定するのが難しいとの特性があるからです。

また、3年で正常先になるような計画となると、債権放棄などの大きな金融支援が必要となるケースが多く、金融機関側からみて、そうした計画の策定は難しいとの声がありました。

そこで、こうした中小企業の特性を踏まえ、金融機関が条件変更により柔軟に応じることができるような環境の整備に向けて、監督指針及びマニュアル別冊を改定することとしました。

3. 改定の内容

(1) 経営改善計画の期間を延長（3年から5年）

中小企業についてはその特性を踏まえ、正常先に至るまでの期間を「概ね5年」に延長しました。

具体的には、監督指針の「概ね3年」という規定について、「企業の規模に応じた延長が認められる」ことを、また、「債務者が中小企業の場合には、マニュアル別冊を参照すること」を追記しました。そして、これを受ける形でマニュアル別冊において、中小企業については「概ね3年」を「概ね5年」と明記しました。

この改定により、これまで「要管理先」とされていた借り手が「その他要注意先」となる事例や、そもそも「要管理先」となることを恐れて金融機関が条件変更を積極的に行わなかった借り手についても、新たに実抜計画が策定される事例等が出てくることが期待されています。

例えば、経営状態からは「破綻懸念先」と判断されるものの、5年間で正常先となるような合理的で実現可能性の高い経営改善計画を策定することにより、「要注意先」とみなされる中小企業があったとします。今までであれば、この中小企業は、計画に伴い元本返済猶予等の条件緩和が行われた結果、要注意先のなかでも「要管理先」と判断されていたと考えられますが、今回の改定によって、5年間の経営改善計画をもって条件緩和債権に該当しないとの取扱いが可能となったことから、「その他要注意先」と判断されることになります。

また、金融機関が「破綻懸念先」の中小企業について、3年の経営再建計画を策定しようとする多額の債権放棄が必要になってしまうことから、計画を策定できなかったケースでも、今回の改定に

より、5年の計画が認められることから、金融機関にとっても過度な負担をせずに無理のない再建計画を策定できるようになります。

さらに、「その他要注意先」の中小企業から早めの経営改善のために5年間にわたる改善の見通しとともに条件変更の要請があった場合、今までであれば、条件変更に応じてしまうと不良債権になってしまうのを嫌って条件変更に応じなかった金融機関も、今回の改定により、柔軟に条件変更に応じることが可能となります。

(2) 経営改善計画の期間を柔軟化

正常先となる期間を「概ね5年」に延長したことに加え、特例として、順調に進捗している計画については、より長期であっても認められることになりました。

具体的には、経営改善計画が概ね計画通り（売上高や当期利益が計画比として概ね8割）に進捗している場合には、最長10年以内の計画についても5年の計画と同様に扱えることです。

例えば、残存期間10年の経営改善計画について、過去の進捗状況が概ね計画通りであり、将来的にも順調な推移が見込まれる場合には、同計画を実抜計画として扱うことが可能となります。また、新たに10年の計画を策定した場合、当初は「要管理先」として判断されるものの、その進捗状況が確認できれば、それ以降、実抜計画として扱うことが可能となるため、「その他要注意先」になります。

なお、この点について、金融検査における当面の運用として計画期間が5年を超え10年以内であり、かつ、明らかに達成困難であるとは認められない場合には、進捗状況が確認できない計画策定直後であっても、概ね計画通りに進捗しているものとして扱うことにしています。

(3) 計画終了時の債務者区分に係る柔軟化

計画期間の延長に加え、計画終了時の債務者区分についても、一定の柔軟化を図りました。

具体的には、仮に計画終了時に債務者区分が「正常先」とならない場合であっても、計画終了後に自助努力により事業の継続性を確保できるのであれば、債務者区分は「その他要注意先」であっても差し支えありません。

例えば、5年後の計画終了時に「正常先」の状態まで改善が進むかどうかは定かではないとしても、少なくとも金融機関による追加的な金融支援なしに自力で債務の返済に十分なだけのキャッシュフローを確保できる見通しがあるというような場合には、計画終了時の債務者区分が「要注意先」であったとしても、実抜計画とみなせます。

(4) 計画期間中の金利要件の廃止

実抜計画であるかどうかの判定にあたり、「概ね5年後に正常先」となることに焦点を絞り、条件変更後の総合的な採算についての要件を撤廃いたしました。

具体的には、今までは、監督指針上、実抜計画と認められる要件として、計画期間中一定の利回りが確保されていることが求められていましたが、今回、この規定を削除し、実抜計画であるかどうかの判定を「概ね5年後に正常先」となるような計画であるか否かという要件のみで判断することになります。

例えば、今までであれば、条件変更を伴う計画を策定するにあたって、一定の利回りの確保という要件を満たすため、条件変更の内容に制約がかかり、結果的に実現可能な計画が策定できないといったケースもありましたが、こうした要件が削除されことにより、計画が立てやすくなるとともに、条件変更についてより柔軟に対応できるようになりました。

なお、この部分は監督指針の改定であることから、大企業等についても「概ね3年後に正常先」となるのであれば、金利水準にかかわらず、貸出条件緩和債権に該当しないこととなります。

(5) 計画の検証における対応

計画に関する諸条件については(1)～(4)のような改定を行いました。が、そもそも一般に中小企業は、大企業のように大部で精緻な計画を策定することは困難です。このため、中小企業については、大企業のような計画策定は求めない点を明確化しました。

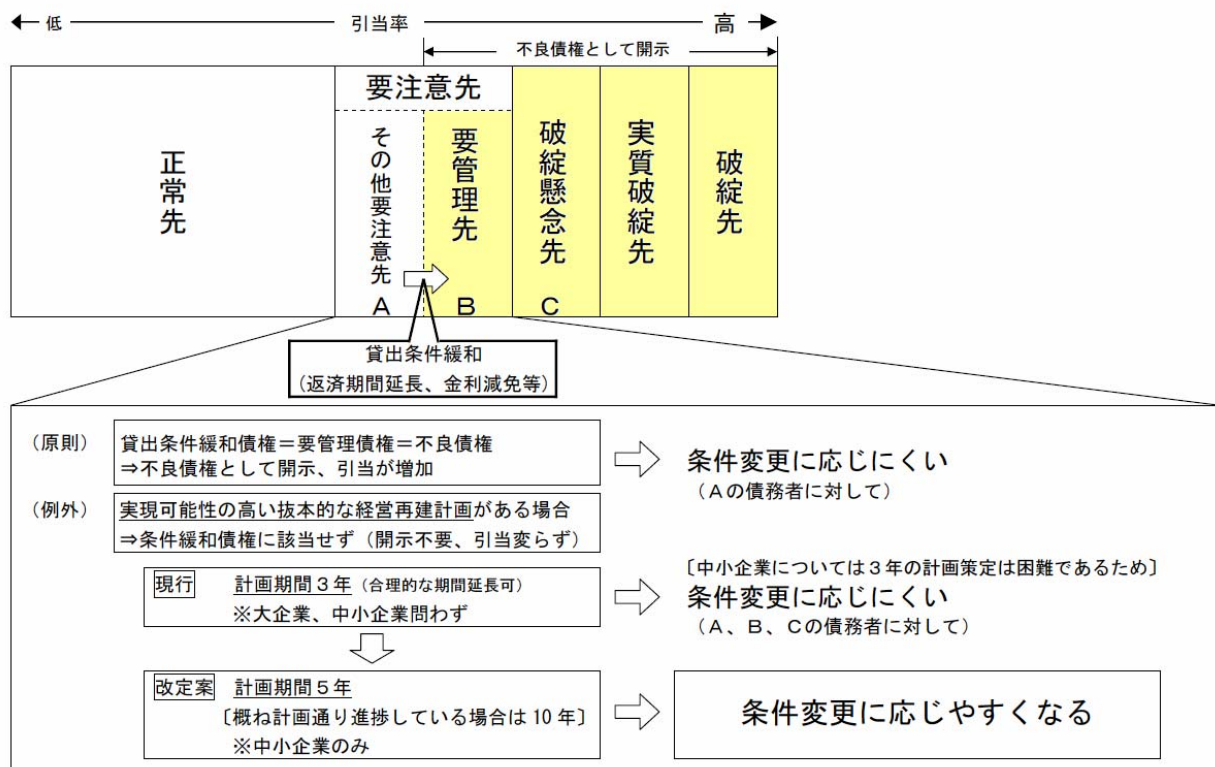
具体的には、「経営改善計画がなくても、経営改善の見込みが確認できれば計画がある場合と同様に扱う」ことを、マニュアル別冊に明記しました。これにより、債務者が計画を策定していない場合であっても、例えば、借手企業側に、今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新製品等

の開発計画や収支改善計画などがある場合、あるいは、金融機関の側で中小企業の実態をきめ細かく把握したうえで作成・分析した資料がある場合などには、これらに基づいて経営改善の見込みを判断することも可能となります。

なお、前記(2)に関し、5年を超える計画の進捗状況について判断する際に、例えば、進捗状況が当初の計画を下回り「概ね8割」に満たない場合でも、こうした進捗状況のみをもって機械的・画一的に判断するのではなく、計画を下回った要因について分析するとともに、その後の業績改善が期待され、返済に十分なキャッシュフローの確保が見込まれるような場合には、実抜計画があると判断できます。

なお、今回の改定は、中小企業の特性に着目したものであり、恒久的な取扱いとなっていることも重要なポイントとなっています。

～貸出条件緩和債権の見直しについて～



4. 今回の改定を踏まえた検査・監督現場、金融機関及び中小企業への周知について

今回の見直しが実際に中小企業の資金繰りや経営の改善につながるためには、金融機関が実際に柔軟な対応を行うとともに、金融検査・監督の現場においても適切な対応が確保されること、そして、何よりも借り手の中小企業に今回の改定の内容を知っていただき、金融機関と話し合いを行っていただくことが重要と考えています。特に、今後年末に向けて中小企業の資金繰りが一層逼迫することが予想されることから早急な対応が必要です。

このため、11月7日の改定と同時に、財務局を含めたすべての検査・監督担当官に対して、今回の改定の趣旨を徹底するように中川金融担当大臣から文書によって直接指示が行われました。この大臣指示を徹底するため、既に、本庁検査官及び全財務局の検査監理官への説明を行ったほか、本庁職員が全国の財務局に赴き、現場の検査官及び監督担当への説明を行いました。

金融機関に対しては、条件緩和の対応を含め中小企業の実態を踏まえた柔軟な対応をより一層徹底していただくよう、同じく11月7日に、各金融団体に対して要請文を発出するとともに、財務局からも管轄下の金融機関に対し、個別金融機関毎に同様の要請を行っています。また、政府系金融機関や信用保証協会等に対しても、各所管官庁の協力を得ながら、同様の要請を行っています。

さらに、改定内容の理解を深めていただくため、各金融団体の主催で金融機関の実務担当者を対象とした説明会を開催し周知を図っています。

借り手である中小企業に対しても、力を入れて周知しています。中小企業庁の協力を得て、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び商店街振興組合の中小企業関係4団体に対し、会員であるの中小企業への周知に係る要請文を発出しました。

また、今回の改定のポイントを分かりやすく記載した中小企業向けのパンフレットを35万部作成し、全国の各財務（支）局、経済産業局、全国の中小企業関係団体、法人会、税理士会及び青色申告会に送付するとともに、当庁及び各財務（支）局のウェブサイト公表しました。さらに、マニュアル別冊の中小企業向け説明会等の際に、この中小企業向けのパンフレットを用いて周知を図っています。

※ 今回改定された監督指針及びマニュアル別冊の内容については、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[『中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置』](#)（平成20年11月7日）にアクセスしてください。

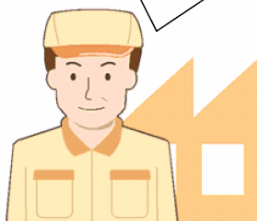
中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、
金融検査マニュアル別冊などを改定しました

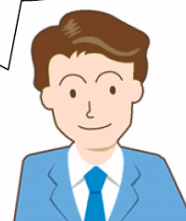
金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました。

資金繰りが大変だけど、
銀行は不良債権になるからと言って、返済
条件の変更に応じしてく
れないんです…。

今後は、経営改善の見込
みがあれば、不良債権に
はなりません！
金融機関とご相談下さい。



※ 条件緩和(返済条件の変更)とは…
・金利の引下げ
・金利・元本の支払い猶予
・返済期限の延長
・債権放棄
など借り手にとって有利となる取決め
をすることです。



検査官 金融検太郎

改定前

不良債権にならないためには…

- ・ 中小企業も大企業と同様、3年以内に経営が健全化するような「経営改善計画」が必要です。
- ・ 「計画」期間中、一定以上の金利を確保する必要があります。

さらに…

- ・ 大企業と違って中小企業は、大部で精緻な「計画」を作ることが困難です。
- ・ 中小企業は景気の影響を受けやすく、「計画」どおり進捗しない場合も少なくありません。



そこで…

改定内容

中小企業向け貸出金の条件緩和
がしやすくなりました。

- ・ 経営が健全化するまでの期間を大幅に延長しました。(原則5年、進捗状況が良好な場合10年まで)
- ・ 一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

さらに…

- ・ 「計画」を作っていない場合でも、今後の経営改善の見通しがあれば、「計画」がある場合と同じように取り扱います。
- ・ 「計画」の進捗が遅れていても、その原因を分析し、今後の改善が見通せるならば、「計画」どおりに進んでいる場合と同じように取り扱います。

これまで…



A銀行

3年以内に経営改善する計画が必要です。
5年だと不良債権になってしまうので、返済
条件の変更に応じるのは難しいですね…。

赤字で資金繰りが苦しいので、金利は払いま
すから、返済を待ってもらえませんか。5年後
には経営改善する見込みがあります。



水産加工業者B社

これからは…



A銀行

② 5年後には経営が改善する
んですね。経営改善計画が
あれば、前向きに考えますよ。

④ そうであれば、例えば、
・経費の削減予定
・売上げが増加する見通し
等のシナリオがあれば大丈夫です。

⑥ シナリオを示していただければ、
こちらで経営改善の見通しを
分析してもいいですよ。経営改
善が見込めれば大丈夫です。
一緒に考えましょう。

① 最近、資金繰りが厳しいんですよ。
元本返済をしばらく待ってもらえませ
んか。そうすれば、5年後にはきちん
と返せるようになりますが…。

③ でも、計画なんてどう
作っていいかわからな
いわ…。

⑤ えっ、自分で作らなく
てもいいんですか。

⑦ お願いいたし
ます。一緒に
相談しましょう。



飲食店C社

お問い合わせ先

金融庁 検査局 総務課 TEL 03-3506-6000

各財務(支)局の理財部検査総括課 (沖縄総合事務局にあっては財務部検査課)

北海道財務局	011-709-2311	中国財務局	082-221-9221
東北財務局	022-263-1111	四国財務局	087-831-2131
関東財務局	048-600-1111	九州財務局	096-353-6351
北陸財務局	076-292-7860	福岡財務支局	092-411-7281
東海財務局	052-951-2474	沖縄総合事務局	098-866-0094
近畿財務局	06-6949-6372		

銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化について

1. はじめに

本年10月30日に政府・与党によって決定された「生活対策」の中の一項目として、銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化措置を講じることとなりました。本措置は、現状の世界的な金融市場の混乱を受けた異例の状況の下、自己資本比率の急激な変動によって銀行等の預貯金取扱金融機関の金融仲介機能を低下させないよう、監督上の対応を取るものであり、企業会計上の変更をするものではありません。

2. 本措置案の概要

11月7日に本措置案の具体的な内容として以下のものが公表されました後、11月13日（木）から21日（金）までの間、本措置を規定する特例告示案をパブリックコメントに付し、皆様からのご意見を募集しました。いただいたご意見を検討し、本年12月決算に間に合うよう公布・施行する予定です。

なお、本措置は平成20年12月末決算から平成24年3月末決算までの時限的な措置とする予定です。

【国内基準（海外営業拠点を持たない金融機関に適用される基準）】

これまで、会計上の「その他有価証券」の評価益が自己資本に算入されず、評価損（税効果が勘案されるため、評価損全体の約60%。以下同じ。）のみが自己資本の基本的項目（ティア1）から控除されるという取扱いになっていましたが、これを評価損益ともに自己資本にはカウントしない取扱いとします。

【国際統一基準（海外営業拠点を持つ金融機関に適用される基準）】

これまで、その他有価証券の評価益の45%が自己資本の補完的項目（ティア2）に算入され、評価損が自己資本の基本的項目（ティア1）から控除されるという取扱いになっていましたが、このうち、自己資本比率規制上、リスク・ウェイトが0%である債券（国債など）についての評価損益を自己資本にカウントしない取扱いを認めることとします（選択制）。ただし、本措置の期間内であればいつでも本措置による基準に移行することが可能ですが、一度移行した場合は、期限まで再度変更することはできないものとします。

（弾力化の概要）

		旧	新
国内基準	国債等	評価益：自己資本に反映せず 評価損：約60%をティア1控除	(評価益：変更なし) 評価損：自己資本に反映せず
	株式・社債等		
国際統一基準	国債等	評価益：45%をティア2算入 評価損：約60%をティア1控除	評価益：自己資本に反映せず 評価損：自己資本に反映せず
	株式・社債等		(評価損・評価益ともに変更なし)

（注）国際統一基準行については、特例を用いることについて選択制であるが、一旦特例を適用した場合はこれを継続して用いなければならない。

◎平成24年3月31日までの時限措置（予定）

※ 詳しくは金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化について](#)」（平成20年11月7日）にアクセスしてください。

平成 20 検査事務年度検査基本方針の改定について

1. はじめに

金融庁では、各検査事務年度における検査の実施方針等を明記した検査基本方針を毎年公表しています。平成 20 検査事務年度の検査基本方針は8 月 19 日に公表したところですが、国際的な会計基準をめぐる動きに応じた時価評価等の明確化に金融検査でも対応することを目的として、去る 10 月 28 日に平成 20 検査事務年度検査基本方針の改定を実施しました。

この措置は、10 月 30 日に政府・与党によって決定された「生活対策」において掲げられている「適正な金融商品会計に向けた努力へのサポート」に資するものです。

2. 改定の背景・内容

金融商品の会計処理及び時価の算定は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」等に基づいて行われています。これらによって定められている金融商品の会計処理及び時価の算定は、国際的な会計基準と同じ考え方に基いていると考えられますが、最近の金融市場における混乱を背景として、時価の算定に関する質問が寄せられたことを受け、企業会計基準委員会は、金融商品の公正価値（時価）の算定方法を明確化するため、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」を策定・公表しました（10 月 16 日公開草案公表、パブリックコメント開始。10 月 28 日最終版公表）。

企業会計基準委員会の公表した「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」では、市場に十分な取引がある場合、金融商品の公正価値（いわゆる「時価」）は市場価格によるが、市場で取引がなく実際の売買事例が極めて少ない場合や、売手と買手の希望価格差が著しく大きい場合等には、金融商品の公正価値の算出に際し、市場価格ではなく、合理的に算出された価額（理論値）を使用することもできることが明確化されています。

当該取扱いについては、20 年 9 月末決算から適用可能とされており、公表と同日に、日本公認会計士協会から各監査法人に対して公表内容の周知がなされたところです。これらを踏まえて、金融検査でも的確に対応を行うため、金融庁では、「平成 20 検査事務年度検査基本方針」に、金融機関による有価証券の自己査定の検証に当たっては同取扱いに留意する旨を、『検査の留意事項』として追記することとしました。

3. 具体的な取組み

金融庁では、改定した検査基本方針の内容について、直ちに全ての検査官に徹底するとともに、20 年 9 月末を対象とした検査より実施しているところです。また、今後、新たに会計基準の明確化等が図られた場合には、それにも留意して検証を行うこととしています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「平成 20 検査事務年度検査基本方針の改定について」（平成 20 年 10 月 28 日）にアクセスしてください。

「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

(期間：平成 20 年 7 月 1 日～9 月 30 日)

金融サービス利用者相談室（以下「相談室」といいます。）に寄せられた利用者からの相談件数や主な相談事例等のポイント等については、四半期毎に公表しています。平成 20 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間における相談等の受付状況及び特徴等は、以下のとおりです。

1. 平成 20 年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間に、12,661 件の相談等（詳細については、「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等（平成 20 年 10 月 31 日）をご参照ください。）が寄せられています。1 日当たりの受付件数は平均 201 件となっており、20 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間の実績（185 件）と比べやや増加しています。
2. 分野別の受付件数としては、預金・融資等に関するものが 3,398 件（27%）、保険商品等に関するものが 3,698 件（29%）、投資商品等に関するものが 3,848 件（30%）、貸金等に関するものが 1,419 件（11%）、金融行政一般・その他が 298 件（2%）となっています。
3. 分野別の特徴等としては、
 - (1) 預金・融資等については、融資の実行・返済や振り込め詐欺救済制度など一般的な照会に関するものについての相談等が寄せられています。
 - (2) 保険商品等については、保険金の支払に関するもの、保険金請求時等における保険会社の対応に関するものについての相談等が寄せられています。
 - (3) 投資商品等については、証券会社（第一種業）に関するもの、市場に関するもの、登録詐称・無登録業者に関するものについての相談等が寄せられています。
 - (4) 貸金等については、一般的な照会・質問に関するもの、個別取引・契約の結果に関するもの、不適正な行為に関するものについての相談等が寄せられています。
4. なお、受け付けた相談等の中には、検査・監督上参考となる情報（注）も寄せられており、利用者全体の保護や利便性向上の観点から、金融機関に対する検査における検証や監督におけるヒアリング等、金融行政を行う上での貴重な情報として活用しています。

（注）検査・監督上参考となる情報の例

- ① 預金取扱金融機関によるリスク性商品等の販売時における顧客への説明態勢及び広告等の不適正な表示に関するもの
- ② 預金取扱金融機関における本人確認や説明を求めた際の不適切な顧客対応に関するもの
- ③ 預金取扱金融機関の個人情報の取扱いに関するもの
- ④ いわゆる貸し渋り・貸し剥がしに関するもの
- ⑤ 保険会社等の不払い等（保険金等の不適切な不払い、支払漏れ等）に関するもの
- ⑥ 保険募集人等の不適正な行為（重要事項の不十分な説明、手続に関する不適切な案内・対応、不告知の教唆、無断契約、保険料の立替、名義借り等）に関するもの
- ⑦ 損害保険会社の火災保険等の保険料過徴収に関するもの
- ⑧ いわゆる集団投資スキームを利用した法令違反のおそれのある行為に関するもの
- ⑨ 貸金業者による法令違反のおそれのある行為（取立行為規制違反、取引履歴の不当な開示拒否等）に関するもの

また、預金口座の不正利用に関する情報については、金融機関及び警察当局へ 94 口座の情報提供を行っています。

さらに、平成 20 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間における情報の活用状況は以下のとおりです。

- ① 監督において行った 227 金融機関等に対するヒアリング等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。
- ② 金融庁が着手した 18 金融機関の検査等に際して、相談室に寄せられた情報を参考としています。

5. 寄せられた相談等のうち利用者の皆様に注意喚起する必要がある事例等について、「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として周知しています。今回、新たに追加又は改訂する「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」の項目・相談事例等は、以下のとおりです。

□預金・融資等

○振り込み詐欺救済制度に関する相談等

- ・ 振り込み詐欺の対象になる犯罪行為とはどのようなものですか。例えば、インターネットオークション詐欺のようなものも対象となりますか。
- ・ 手続を行ってから被害金が支払われるまでどれくらいかかりますか。

□保険商品等

○保険契約者の保護に関する相談等

- ・ 保険会社の経営が破綻した場合の契約者保護の仕組みについて教えてください。

□投資商品等

○投資者保護制度に関する相談等

- ・ 証券会社が破綻した場合、投資者保護の仕組みとしてどのようなものがあるのでしょうか。

□貸金等

○違法な金融業者からの借入れに関する相談等（改訂）

- ・ ダイレクトメールで融資勧誘をしてきた業者に借入れを申し込んだところ、「金融庁から貸付停止命令が出されており解除手数料が必要」と言われ、借入前にお金を振り込みましたが融資が実行されません。
- ・ 融資勧誘の電話をしてきた業者に借入れを申し込んだところ、「融資条件として保険を掛けることが必要」と言われ、保険料を借入前に振り込みましたが融資が実行されません。
- ・ インターネットで検索した業者に借入れを申し込んだところ、「貸付限度額の上限となっているため事前に保証料をいただかないと融資できない」と言われ、保証料を借入前に振り込みましたが融資が実行されません。
- ・ 携帯サイトで検索した業者に借入れを申し込んだところ、「新規顧客には金利を先払いしてもらっている」と言われ、借入前にお金を振り込みましたが融資が実行されません。
- ・ 雑誌で見つけた業者に借入れを申し込み、業者の言うとおりに、信用情報登録料、公正証書作成料、金融庁供託金、信用保証料等を振り込みましたが融資が実行されません。

○都道府県登録業者に関する相談等

- ・ ある貸金業者（〇〇県登録）から借入れを行っておりますが、延滞等もなく正常に返済を続けてきたにもかかわらず、一括返済又は追加担保を差し入れることを要求されました。

＊ その他、金融庁のウェブサイト（「一般のみなさんへ」）では、金融サービスを利用する皆様にご注意いただきたい情報を掲載しています。

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(平成20年7月1日～9月30日)

1. 類型別受付件数

(単位: 件、%)

区 分	件 数	比 率
質 問 ・ 相 談	9,614	75.9
意 見 ・ 要 望	2,104	16.6
情 報 提 供	847	6.7
そ の 他	96	0.8
合 計	12,661	100.0

2. 受付方法別件数

(単位: 件、%)

区 分	件 数	比 率
電 話	10,473	82.7
ウ ェ ブ サ イ ト	1,048	8.3
フ ァ ッ ク ス	303	2.4
手 紙	505	4.0
そ の 他	332	2.6
合 計	12,661	100.0

3. 分野別受付件数

(単位: 件、%)

区 分	件 数	比 率
預 金 ・ 融 資 等	3,398	26.8
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	3,698	29.2
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	3,848	30.4
貸 金 等	1,419	11.2
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	298	2.4
合 計	12,661	100.0

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
個別取引・契約における顧客説明	28	0.8	71	2.1	13	0.4	112	3.3
個別取引・契約の結果	267	7.9	650	19.1	156	4.6	1,073	31.6
金融円滑化ホットライン	3	0.1	131	3.9	5	0.1	139	4.1
不適正な行為	31	0.9	174	5.1	46	1.4	251	7.4
貸し渋り・貸し剥がし	3	0.1	97	2.9	3	0.1	103	3.0
金融機関の態勢・各種事務手続	217	6.4	81	2.4	280	8.2	578	17.0
一般的な照会・質問	407	12.0	99	2.9	415	12.2	921	27.1
行政に対する要望等	15	0.4	37	1.1	97	2.9	149	4.4
その他	18	0.5	47	1.4	249	7.3	314	9.2
口座の不正利用	0	0.0	1	0.0	36	1.1	37	1.1
合 計	983	28.9	1,159	34.1	1,256	37.0	3,398	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
個別取引・契約における顧客説明	250	6.8	96	2.6	49	1.3	395	10.7
個別取引・契約の結果	403	10.9	963	26.0	138	3.7	1,504	40.7
不適正な行為	102	2.8	61	1.6	35	0.9	198	5.4
金融機関の態勢・各種事務手続	242	6.5	337	9.1	88	2.4	667	18.0
一般的な照会・質問	191	5.2	95	2.6	182	4.9	468	12.7
行政に対する要望等	34	0.9	52	1.4	90	2.4	176	4.8
その他	68	1.8	126	3.4	96	2.6	290	7.8
合 計	1,290	34.9	1,730	46.8	678	18.3	3,698	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		市場関係		登録詐称・ 無登録業者		その他		合 計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
個別取引・契約における顧客説明	54	1.4	0	0.0	0	0.0	36	0.9	90	2.3
個別取引・契約の結果	137	3.6	3	0.1	9	0.2	135	3.5	284	7.4
不適正な行為	70	1.8	15	0.4	285	7.4	166	4.3	536	13.9
口座の不正利用	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0	1	0.0
業者の態勢・各種事務手続	174	4.5	0	0.0	3	0.1	131	3.4	308	8.0
一般的な照会・質問	156	4.1	9	0.2	135	3.5	1,056	27.4	1,356	35.2
行政に対する要望等	51	1.3	423	11.0	8	0.2	418	10.9	900	23.4
その他	35	0.9	59	1.5	1	0.0	279	7.3	374	9.7
合 計	677	17.6	509	13.2	441	11.5	2,221	57.7	3,848	100.0

○貸金等

(単位:件、%)

区 分	件 数	比 率
個別取引・契約における顧客説明	11	0.8
個別取引・契約の結果	351	24.7
契約・貸出拒否	5	0.4
貸出債権回収	33	2.3
不適正な行為	276	19.5
口座の不正利用	24	1.7
業者の態勢・各種事務手続	114	8.0
一般的な照会・質問	500	35.2
行政に対する要望等	52	3.7
その他	115	8.1
合 計	1,419	100.0

○金融行政一般・その他

(単位:件、%)

区 分	件 数	比 率
一般的な照会・質問	72	24.2
行政に対する要望等	49	16.4
その他	177	59.4
合 計	298	100.0

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

平成15年9月12日、金融庁は、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する旨事務ガイドライン（現監督指針）を改正したところであり、その情報提供件数等について、四半期毎に公表しています。

これによると、調査を開始した平成15年9月以降、本年9月30日までに、金融庁及び全国の財務局等において、20,240件の預金口座の不正利用に係る情報提供を行いました。

また、金融機関としても、預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要であり、本年9月30日までに、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、10,644件の利用停止、7,848件の強制解約等を行っています。

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等

	情報提供件数		金融機関の対応			
	期中	累計	強制解約等	利用停止	調査中	その他
			累計 (増減)	累計 (増減)	累計 (増減)	累計 (増減)
平成20年3月末 (増減は平成20年1月～3月)	907	17,653	7,007 (327)	9,137 (487)	364 (▲9)	1,145 (102)
平成20年6月末 (増減は平成20年4月～6月)	1,309	18,962	7,427 (420)	9,849 (712)	373 (9)	1,313 (168)
平成20年9月末 (増減は平成20年7月～9月)	1,278	20,240	7,848 (421)	10,644 (795)	357 (▲16)	1,391 (78)
主要行	527	14,327	6,186 (255)	7,165 (238)	184 (3)	792 (31)
地方銀行・第二地方銀行	148	2,532	988 (36)	1,222 (114)	103 (▲16)	219 (14)
信用金庫・信用組合	33	775	382 (10)	282 (19)	62 (0)	49 (4)
その他金融機関	570	2,606	292 (120)	1,975 (424)	8 (▲3)	331 (29)

*) 調査を開始した平成15年9月16日以降、全国の財務(支)局において受け付け、金融機関に対して情報提供を行ったもの(一部、金融庁において受け付けた情報を含む)を累計ベースでカウント。

*) 増減は、前四半期末に比した数。

*) その他は、金融機関が調査した結果、特段不審な点が見受けられなかったもの、口座不存在であったもの等。

*) 主要行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行、あおぞら銀行を除いたもの。

*) 埼玉りそな銀行は、地方銀行・第二地方銀行に含む。

*) その他金融機関は、主要行、地方銀行・第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)及び労金等。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」(平成20年10月31日)」にアクセスしてください。

【国際関連】

金融庁総務企画局参事官（国際担当）のIAIS執行委員会副議長就任について

10月17日に、保険監督者国際機構（IAIS :International Association of Insurance Supervisors）の執行委員会がハンガリー・ブタペストで開催され、執行委員会前副議長のウォルター・ベル 米国アラバマ州保険監督長官の退任に伴い、執行委員会の新副議長に、金融庁総務企画局の山崎達雄参事官（国際担当）が選任されました。

1994年の設立以来、IAISの主要な意思決定機関である執行委員会の副議長への就任は、アジアから初めてです。

金融庁はこれまでも海外当局との連携の強化に取り組んでいるところですが、海外の関連当局との連携の一層の強化を通じた我が国の規制の質的な向上と、国際的な協調を通じた我が国の金融市場の信頼性の一層の向上が重要な課題となっています。

金融庁としては、今後とも、国際機関への積極的な貢献を通じて、我が国のみならず国際的な金融市場の安定性、信頼性、効率性の向上に積極的に取り組んでいきます。

保険監督者国際機構（IAIS）とは

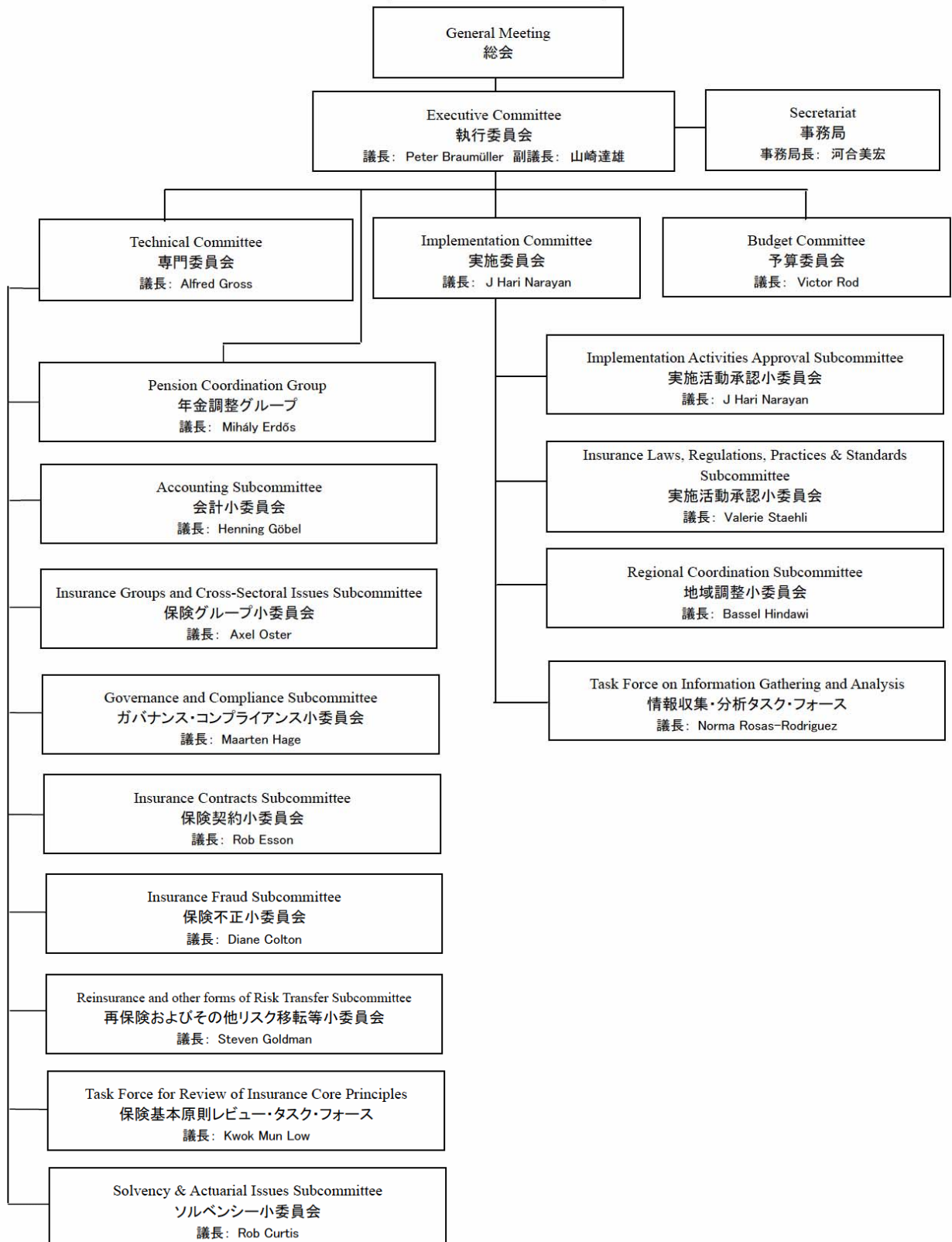
IAISは、①保険監督者間の協調の促進、②国際保険監督基準の策定、③加盟国・地域（特に新興市場国・地域）における監督基準に則った保険制度確立の支援、④他の金融分野の監督機関との連携を目的とした保険監督者の組織として1994年に設立されました。

平成20年10月現在、144の国・地域の保険監督当局がメンバーとして、139の保険会社・業界団体等がオブザーバーとして加盟しています。事務局は、バーゼル（スイス）におかれ、河合美宏事務局長以下計17名のスタッフで運営されています。

主要な意思決定機関は、執行委員会（議長：ピーター・ブラウミューラー オーストリア金融市場機構 保険年金局長）であり、21の国・地域がメンバーとなっています（我が国は、1998年より同委員会のメンバー）。また、執行委員会のもとに専門委員会（議長：アルフレッド・グロス 米国バージニア州保険監督長官）が設けられ、主として監督基準の策定を担当しています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「金融庁総務企画局参事官（国際担当）のIAIS執行委員会副議長就任について（平成20年10月20日）」にアクセスしてください。

IAIS組織図



電子記録債権法施行令及び施行規則について

第166回国会において、「電子記録債権法」（平成19年法律第102号）が可決・成立しました（平成19年6月20日成立、同年6月27日公布）。この法律は、金銭債権の取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調整する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする新たな類型の金銭債権である電子記録債権について定めるとともに、その電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めるものです。

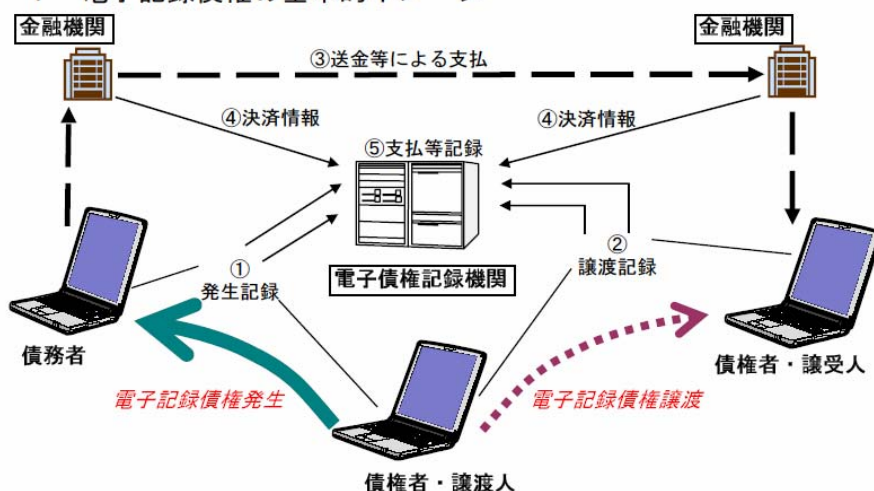
今般、同法の施行（平成20年12月1日）に伴い、平成20年10月22日に電子記録債権法施行令及び電子記録債権法施行規則が公布されました。施行令及び施行規則の主な内容は次のとおりです。なお、施行令については平成20年6月21日（期限8月31日）、施行規則については7月31日（期限8月31日）にパブリックコメントを実施しています。パブリックコメントの結果は、以下をご覧ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/20/sonota/20081021-4.html>（電子記録債権法施行令関係）

<http://www.fsa.go.jp/news/20/sonota/20081021-3.html>（電子記録債権法施行規則関係）

電子記録債権の基本的イメージ・機能

1 電子記録債権の基本的イメージ



2 電子記録債権の機能

(1) 手形に代わる支払手段としての機能

手形の場合

- ・手形の作成・交付コスト
- ・手形用紙の保管コスト
- ・決済時に手形に記載された情報を電子化するコスト
- ・手形の紛失・盗難のリスク

電子記録債権の場合

- ・電子データのITによる送受信等により発生・譲渡→作成・交付コスト削減
- ・電子データで管理→管理コスト削減
- ・もともと電子データとして発生・管理→決済時に情報を電子化するコスト不要
- ・電子債権記録機関の記録原簿による管理→紛失・盗難のリスクなし

(2) 債権譲渡の安全性の確保

指名債権の場合

- ・譲渡の対象とされた債権が存在しないリスク
- ・債権の二重譲渡リスク
- ・人的抗弁を対抗されるリスク

電子記録債権の場合

- ・発生記録・譲渡記録を発生・譲渡の効力要件として債権を可視化→不存在のリスク・二重譲渡リスクを排除
- ・人的抗弁は原則として切断

(3) 多様な利用方法

- ・手形は記載事項が限定＝有害な記載事項の存在＝支払手段としてしか使えない

- ・任意的記録事項として様々な事項（シンジケート・ローンにおける詳細な特約条項等）の記録を許容
- 様々なビジネスモデルにあわせた柔軟な利用が可能

1. 電子記録債権法施行令の概要

(1) 電子記録債権の発生、譲渡等

① 電子記録の請求に必要な情報（第1条）

電子記録の請求をする場合に電子債権記録機関に提供しなければならない情報の内容として、請求者の氏名又は名称及び住所等を定めています。

② 信託の電子記録の記録事項（第2条）

信託の電子記録の記録事項として、信託財産に属する旨等を定めています。

③ 信託の電子記録の請求（第3条）

信託の電子記録は、受託者だけで請求することができること、受託者は、電子記録債権の発生又は譲渡等により電子記録債権が信託財産に属することとなる場合には、発生記録又は譲渡記録等の請求と同時に、信託の電子記録の請求をしなければならないこと、受益者又は委託者は、受託者に代わって信託の電子記録の請求をすることができることを定めています。

④ 受託者の変更による変更記録等（第4条）

受託者の任務が死亡等により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する電子記録債権等についてする受託者の変更による変更記録は、法第29条第1項の規定（変更記録の請求は利害関係人の全員がしなければならない）にかかわらず、新たに選任された当該受託者だけで請求することができること、受託者が2人以上ある場合において、その一部の受託者の任務が上記の事由により終了したときは、信託財産に属する電子記録債権等についてする当該受託者の任務の終了による変更記録は、法第29条第1項の規定にかかわらず、他の受託者だけで請求することができることを定めています。

⑤ 信託財産に属しないこととなる場合等の電子記録（第5条）

信託の電子記録を削除する旨の変更記録は、法第29条第1項の規定にかかわらず、受託者（信託財産に属する電子記録債権等が固有財産に属することにより当該電子記録債権等が信託財産に属しないこととなった場合にあっては、受託者及び受益者）だけで請求することができること、受託者は、信託財産に属する電子記録債権の譲渡等により当該電子記録債権が信託財産に属しないこととなる場合には、譲渡記録等の請求と同時に、信託の電子記録を削除する旨の変更記録の請求をしなければならないこと等を定めています。

⑥ 強制執行等の電子記録の記録事項（第6条）

強制執行等の電子記録の記録事項として、強制執行等の内容等を定めています。

⑦ 強制執行等の電子記録の削除（第7条）

電子債権記録機関は、強制執行等の電子記録がされた後、当該強制執行等の電子記録に係る強制執行等の手続が終了した場合において、その旨の書類の送達を受けたときは、遅滞なく、当該強制執行等の電子記録を削除する旨の変更記録をしなければならないことを定めています。

⑧ 仮処分に後れる電子記録の削除（第8条）

電子記録債権等についての電子記録の請求をする権利を保全するための処分禁止の仮処分に係る強制執行等の電子記録がされた後、当該仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を電子記録義務者とする当該電子記録の請求をする場合においては、当該仮処分の後にされた電子記録を削除する旨の変更記録は、当該債権者が単独で請求することができることを定めています。

⑨ 電子記録の訂正（第9条）

電子債権記録機関は、発生記録に譲渡記録、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録の制限又は禁止が記録されている場合において、その記録の内容に抵触する譲渡記録、保証記録、質権設定記録又は分割記録がされているときは、電子記録の訂正をしなければならないこと、法における矛盾する電子記録の訂正、電子記録権利者及び義務者等への通知に関する規定は、この訂正について準用することを定めています。

⑩ 電子記録の訂正等をする場合の記録事項（第10条）

電子記録の訂正又は回復をするときの記録事項として、この訂正又は回復の年月日を定めています。

⑪ 電子記録の嘱託（第11条）

この政令に規定する電子記録の請求による電子記録の手続に関する法の規定には官庁又は公署の嘱託による電子記録の手続に準用する場合を含むものとし、この政令中「請求」及び「請求者」にはそれぞれ嘱託及び嘱託者を含むものとすることを定めています。

(2) 電子債権記録機関

① 最低資本金の額（第 12 条）

電子債権記録機関の資本金の額を 5 億円と定めています。

② 金融機関（第 13 条）

電子債権記録機関が電子債権記録業の一部を委託できる金融機関として、銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行（同法第 47 条第 2 項に規定する外国銀行支店を含む。）、農林中央金庫、日本銀行等を定めています。

(3) 雑則

① 金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限（第 14 条）

内閣総理大臣から金融庁長官に委任される権限から除かれる権限として電子債権記録機関の指定及び指定の取消等を定めています。

② 財務局長等への権限の委任（第 15 条）

内閣総理大臣から金融庁長官に委任された権限のうち、電子債権記録機関若しくは電子債権記録機関から業務の委託を受けた者に対する報告徴求及び検査権限について、電子債権記録機関の本店の所在地を管轄する財務局長等も行うことができることを定めています。

2. 電子記録債権法施行規則の概要

(1) 総則

① 定義（第 1 条）

法において使用する用語の例によるほか、本規則における「一部保証記録」「原債権金額」「特別求償権発生記録」「支払等金額」の各用語の意義について定めています。

② 磁気ディスクに準ずる物（第 2 条）

電子債権記録機関が調整する記録原簿の要件である磁気ディスクに準ずる物を光ディスクとしています。

(2) 電子記録債権の分割

① 原債権記録に一定の複雑な内容が記載されている場合における分割（第 3 条～第 20 条）

原債権記録に、債権者ごとの債権の金額が記録されている場合、債務者ごとの債務の金額が記録されている場合、一部保証記録が記録されている場合、特別求償権が記録されている場合における、それぞれの分割記録の請求、分割記録の記録事項、分割記録に伴う分割債権記録への記録、分割記録に伴う原債権記録への記録について、法における分割記録の請求、分割記録の記録事項、分割記録に伴う分割債権記録への記録、分割記録に伴う原債権記録への記録の規定に準じて、技術的・細目的な事項を定めています。

② 分割記録の請求に必要な情報（第 21 条）

本規則において定める分割記録の請求に必要な情報につき、法における分割記録の請求に必要な情報に関する規定に準じて、必要な事項を定めています。

(3) 電子債権記録機関

① 指定申請書及びその添付書類（第 22 条、第 23 条）

指定申請書の記載事項を定めるとともに、添付書類として、法 52 条 2 項各号に規定する書類のほか、利用者に関する情報の管理体制の整備の状況を記載した書面等を提出させることとしています。また、指定申請書に添付される定款、貸借対照表又は損益計算書について電磁的記録で作成されているときに、書類に代えて添付できる電磁的記録としてフロッピーディスクと CD を定めています。

② 業務の一部委託の承認（第 24 条）

承認申請書の記載事項及び添付書類を定めるとともに、主務大臣の承認の基準（業務の委託が電子債権記録業の適正かつ確実な遂行を阻害するものでないこと、受託者が社会的信用のある法人であり、かつ、その受託する業務について確実に業務を遂行する能力があること等）を明確化しています。

③ 業務規程の記載事項（第 25 条）

業務規程の記載事項について、記録事項に関する事項、電子記録の請求に関する事項、口座間送

金決済に関する契約に係る事項、記録機関の利用者に関する事項、記録原簿等の安全性の確保に関する事項など、電子債権記録業の実施に関し必要な基本的事項を定めています。

④ 債務の支払を確実に知り得る場合（第 26 条）

銀行等による債務者口座から債権者口座に対する払込みによる支払（口座間送金決済）に関する契約ではなく、債権者口座に対する払込みによる支払に関する契約を締結している場合における記録機関が債務の支払があったことを確実に知り得る場合として、債権者側の取引銀行が、記録機関から支払期日、金額、債務者及び債権者に係る情報の提供を受け、当該情報に係る入金事実を確認し、記録機関がその旨の通知を受けた場合と規定しています。この場合に記録機関は、遅滞なく支払等記録をしなければならないこととなります。

⑤ 帳簿書類等の作成及び保存（第 27 条）

電子債権記録機関が利用者からの電子記録の請求の順序に従って遅滞なく電子記録を行っているか否かを事後的に検証できるよう、電子債権記録機関は請求受付簿を作成し、作成後 10 年間保存することとしています。

⑥ 業務及び財産に関する報告書の提出（第 28 条）

電子債権記録機関が作成する業務及び財産に関する報告書を、計算書類及び事業報告とするとともに、所要の書類を添付することとしています。

⑦ 各種認可・届出における認可申請書・届出書等（第 29 条～第 33 条）

資本金の額の減少、定款又は業務規程の変更、電子債権記録業の全部又は一部の休止について認可を受けようとするときの認可申請書及び資本金の額の増加又は商号、営業所の所在地等の変更について届出をしようとするときの届出書について、その記載事項、添付書類等を定めています。

⑧ 立入検査の証明書（第 34 条）

立入検査をする際に職員が携帯すべき証明書の様式を定めています。

⑨ 合併、分割、事業譲渡及び解散等の認可申請（第 35 条～第 39 条）

記録機関が合併、分割、事業譲渡又は解散等について認可を受けようとするときの認可申請書の記載事項及び添付書類について定めています。

⑩ 指定失効、電子債権記録業の結了の届出（第 40 条、第 41 条）

記録機関の指定の失効の原因となる事実の生じたときに提出すべき届出書の記載事項及び添付書類について定めるとともに、電子債権記録業の結了をしたときは記録機関であった者等が法務大臣及び金融庁長官に結了の届出をしなければならないとしています。

⑪ その他の届出（第 42 条）

記録機関は、代表者の氏名に変更があった場合、取締役等が法令等に違反する行為をした場合、システム障害等の事故が発生した場合等には、その旨を法務大臣及び金融庁長官に届け出なければならないこととしています。

(4) 雑則

① 開示（第 43 条～第 46 条）

債権記録等に記録された事項を表示する方法を紙面又は映像面に表示する方法とするほか、記録事項の任意的開示に必要な同意の取得方法や請求情報を開示する場合における電磁的方法の内容について定めています。

② 標準処理期間（第 47 条）

法務大臣及び内閣総理大臣または金融庁長官は、指定や認可等の申請から処分までの期間について、指定の場合は二月以内、それ以外の場合は一月以内とするよう努めるものとしています。

「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」等について

「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」といいます。）、「外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令」及び「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」の一部を改正する「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成 20 年内閣府令第 65 号。以下「改正府令」といいます。）が平成 20 年 10 月 20 日に公布され、即日施行されています。

また、同日、「企業内容等の開示に関する留意事項について」（以下「開示ガイドライン」といいます。）も改正され、即日適用されています。

開示府令及び開示ガイドラインに係る主な改正内容は次のとおりです。

1. 条件決定に係る訂正目論見書の特例における公表方法の追加

発行価格等を未定とした目論見書を交付し、後日、当該発行価格等が決定された場合に交付すべき訂正目論見書に代えて発行価格等を公表する方法を追加しています。具体的には、当該発行価格等を発行者及びその有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする者のホームページを通じて閲覧に供し、その有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付けようとする相手方が当該事項を閲覧した旨又は他の方法により当該事項に係る情報を取得した旨を電話その他の方法により当該相手方に直接に確認する方法です。（開示府令第 14 条の 2 第 1 項第 3 号等・開示ガイドライン 15-5）

2. 新規公開用の有価証券届出書における四半期情報の開示

上場・店頭登録を行おうとする発行者の新規公開用の有価証券届出書（開示府令第 2 号の 4 様式及び第 2 号の 7 様式）の「経理の状況」及び「その他」において、直前事業年度終了後の財務情報として記載すべき事項として、開示府令第 2 号様式における四半期報告書を提出する会社と同様に、四半期連結財務諸表等の記載を求めることとしています。

（開示府令第 2 号の 4 様式記載上の注意（10-2）から（10-5）まで）

3. 上場・店頭登録又は上場・店頭登録の廃止に係る半期報告書及び四半期報告書の提出義務の整理

(1) 半期報告書を提出する会社が任意に四半期報告書を提出する場合の取扱い

（a）半期報告書を提出する会社が法第 24 条の 4 の 7 第 2 項の規定により四半期報告書を提出しようとする場合には、その事業年度の第 1 四半期会計期間に係る四半期報告書から提出しなければならないことを明確化しています。（開示ガイドライン 24 の 4 の 7 - 4）

（b）半期報告書を提出する会社が、法第 24 条の 4 の 7 第 2 項の規定により四半期報告書を提出した場合には、継続して四半期報告書を提出しなければならないことを明確化しています。ただし、半期報告書を提出する会社が上場・発行登録のために四半期報告書を提出した場合において、上場・発行登録ができなかったときその他これに準ずる場合には、当該四半期報告書に係る四半期会計期間の属する事業年度の翌事業年度以後、半期報告書を提出することができることを明確化しています。（開示ガイドライン 24 の 4 の 7 - 5）

(2) 半期報告書しなければならない会社が四半期報告書を提出する会社となった場合の取扱い。

（a）半期報告書提出会社が、四半期報告書提出会社となった場合において提出しなければならない四半期報告書を明確化しています。（開示ガイドライン 24 の 4 の 7 - 3）

（b）半期報告書を提出しなければならない会社が、事業年度開始の日から 6 月を経過した日から起算して 3 月以内の期間に四半期報告書提出会社となった場合（第 2 四半期会計期間に係る四半期連結財務諸表等が記載された開示府令第二号の四様式又は第二号の七様式による有価証券届出書が提出されていない場合に限ります。）には、半期報告書の提出を要することを明確化しています（ただし、当該会社が第 2 四半期会計期間に係る四半期報告書を提出した場合にはこの限りではありません。）。（開示ガイドライン 24 の 5 - 4）

(3) 四半期報告書を提出する会社が半期報告書を提出する会社となった場合の取扱い。

四半期報告書を提出する会社が事業年度開始の日から6月を経過した日から起算して3月以内に半期報告書を提出する会社となった場合には、当該事業年度に係る半期報告書の提出を要することを明確化しています（ただし、当該会社が第2四半期会計期間に係る四半期報告書を提出した場合にはこの限りではありません。）。**（開示ガイドライン24の5 - 5）**

4. その他

- (1) 改正府令は平成20年10月20日に施行され、改正開示ガイドラインも同日実施されています。

（附則第1条）

- (2) 経過措置として、半期報告書を提出しなければならない会社が、施行日から一年の間に開始する有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に係る新規公開用の有価証券届出書を提出する場合には、開示府令第二号の四様式記載上の注意（10－2）から（10－5）までに規定する四半期連結財務諸表等の記載に代えて、第二号様式記載上の注意(61)、(66)、(68)及び(74)に規定する中間連結財務諸表等の記載を行うことができる旨を規定しています。**（附則第3条）**

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

【大臣冒頭発言】

閣議では、総理からこの前のワシントンの金融・世界経済に関する首脳会合のご報告がございました。先進国と新興国の首脳が一堂に会し議論したこと、首脳宣言がまとまり金融危機への当面の措置、中期的措置を盛り込んだ具体的かつ行動的なものとなったことを評価したいと思うということで、あとは実際に麻生総理が提案されたことのご説明がございました。

補足をしろということでございましたので、私からは、麻生提案に対して、スピーチした後、各国から麻生総理のもとに何人かの首脳が来て、大変素晴らしい提案であり是非実現して活用したいというような光景がありました。具体的な数字を、つまり（IMFに対する）1,000億ドルとか私のIFCに対しての20億ドルとか、こういった具体的な案を持ってきたのは多分日本だけでありましたので、日本は非常に貢献をしたというふうに考えているということ等々の補足説明をいたしました。

以上が閣議等の案件でございます。

【平成20年11月18日（火） 閣議後記者会見】

Q：金融サミットなんですけれども、全体的に振り返られましてもう一度評価をお願いしたいと思います。

A. まず私としては、率直に申し上げてよかったなと思っております。途上国は皆、一部の先進国が原因となった世界的金融危機の影響を受けて困っているんだと。先進国けしからんという雰囲気、これはもう感じられました。そういう中で、何らかの合意が出来るかどうかということについて率直に言って危惧を持っていたわけでありまして、合意が出来まして、それは極めて具体的であり、そして問題解決指向の合意だったと、宣言であったというふうに思っております。

2点目としては、その中で日本がさっき申し上げたように具体的な経験と具体的な数字も含めた提案をしていった。そして、この原因を作ったのは一部アメリカにも責任があると。あるいはまたグローバルなインバランスが問題である。これもある意味では具体的に示しているわけなんですけれども、そういう中でしかしドルの基軸体制というのはやはり今後も維持していく必要がある。だからアメリカも努力すべきであると。日本も努力をする、世界も努力をする。そして、IMFや私の提案のIFC等々に対しての具体的な貢献を出したということで、多分まとまったということと、日本が少なくとも最大、ひょっとすると唯一具体的な提案を出したということへの評価は、私は私自身に対しても麻生総理に対しても非常に高かったというふうに思っております。

【平成20年11月18日（火） 閣議後記者会見】

Q：即効性のあるものとは思わないんですけれども、今回の金融サミットの宣言で株価に直接的な影響をあまり与えていないようにも思えるんですけれども、その点については如何でしょうか。

A. 仮にあの宣言が出なかったあるいは会合が開かれていなかったとするならば、アメリカのあの小売物価の状況とか各国の成長率の見通しとかを考えたら、もっと悪い方向に行っていたのではないかと。あれがあるからこそ、日本では昨日少しですけど株価が上がりましたし、現時点では外国も日本も状況が悪いわけなんですけれども、あれがなかったらもっと悪い状況になっていたんだろうというふうに私は思います。

【平成20年11月18日（火） 閣議後記者会見】

【お知らせ】

○ 金融円滑化「大臣目安箱」について

金融庁、財務省では、10月16日より、中小企業金融円滑化に向けた監視を一層強化するため、「貸し渋り、貸し剥がし」等の金融機関（民間金融機関及び政策金融機関）の融資に関する大臣直通の情報窓口（大臣目安箱）を開設しました。

大臣目安箱にいただいた情報は、そのまま大臣に届くこととなっており、また、民間金融機関に関するものは金融庁、政策金融機関に関するものは財務省の担当部局にも回付し、例えば、情報提供者が、「具体的な情報を金融機関に開示しても構わない」ということであれば、担当部局より当該金融機関に伝達し、内部チェックを要請するなど、行政を行う上での情報として活用していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から『[金融円滑化「大臣目安箱」について](#)』（平成20年10月17日）にアクセスしてください。



金融庁ウェブサイトのホームページにバナーを設置しています。

○ 金融円滑化ホットラインの開設について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、『[金融円滑化ホットライン](#)』を開設しています。

これは、原油・素材価格の高騰や円高の影響により、大企業や中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している等、中小企業の経営が圧迫されている状況に対し、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められていることを踏まえ、平成20年4月4日に経済対策閣僚会議において決定された、「成長力強化への早期実施策」に盛り込まれた中小企業金融の円滑化に向けた施策の一つとして、行政の態勢整備を行うこととしたものです。

本ホットラインに寄せられた情報等は金融機関にフィードバックするなど、検査・監督に活用させていただいているところです。また、寄せられた情報の中に、最近、融資の申込みに際し、融資申込先の金融機関等から、「貴社のような業種へは融資をしないよう、金融庁から指導されているので、ご融資できない。」という対応をされた、といった内容のものがありません。

金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について、抑制的な指導をすることはありません。貸出の判断は金融機関が自らの経営方針によって決定すべきことであり、同様に、金融検査が貸出判断に関与することはありません。

このような不適切な対応を金融機関から受けた場合には、下記の金融円滑化ホットラインに情報提供をお願いします。頂いた情報については、検査・監督に活用させていただきます。

名 称：金融円滑化ホットライン 受付時間：平日10：00～16：00 電話番号：03-5251-7755 受付内容：銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等

※ ご留意事項

- ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。
- ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いいたします。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、『[特定業種に対する金融機関の貸出判断について](#)』（平成20年6月17日）にアクセスしてください。

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！

ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

昨年9月30日に[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

1. 他者からお金を集め（出資を募り）
2. 何らかの事業や投資を行い
3. その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、財務局への登録又は届出が義務付けられました。

[登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認が出来ます。](#)

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

- ・ 公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならないが、利益の見込みについても、著しく事実に相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
- ・ 契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
- ・ 損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお願いします。

なお、届出業者については、金融庁に届出を行えば業務を行うことが可能であり、届出の際に金融庁が審査等を行っているわけではございません。届出があることをもって信頼性が確保できるものではございませんので、取引を行う際は十分ご注意ください。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成19事務年度には、5,841件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応していません。）。

インターネットにおける[情報受付窓口](#)は証券取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 認定投資者保護団体の更なる活用を期待しています。

[金融商品取引法](#)（以下「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決およびあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決およびあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、平成 19 年 9 月 30 日に[社団法人生命保険協会](#)、平成 20 年 3 月 7 日に[社団法人日本損害保険協会](#)及び平成 20 年 10 月 1 日に[全国銀行協会](#)が認定を受けております。

認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO 法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

○ 金融庁認証局システムの廃止及び政府共用認証局への移行について

金融庁では、平成 14 年度から金融庁認証局の運用を開始し、認証業務を行ってきました。

認証業務とは、国民等と行政機関との間で処分通知等をオンラインでやり取りする際に、例えば処分権者のなりすまし、内容に改ざんが無いことを証明するもので、具体的には認証局システムを利用して官職証明書、サーバ証明書、コード署名証明書等の発行等を行うものです。

これまで、各府省単位で認証局を設置し認証業務を行ってきましたが、「霞が関 WAN 及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画」に基づき、認証業務の効率化を図るため、政府共用認証局へ集約・一元化することとし、金融庁においては、平成 20 年 9 月 11 日をもって金融庁認証局システムを廃止しました。

詳しくは、金融庁認証局の廃止に関する重要なお知らせ

(http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/ninsyo/ca/fsa_cpccps.html) をご覧ください。

今後、認証業務については政府共用認証局システムを利用して行います。

詳しくは、政府認証基盤（政府共用認証局）のサイト (<http://www.gpki.go.jp/>) をご覧ください。

○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/smenu.html>)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[申請・届出などの手続案内・金融庁認証局について](#)」(<http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>)の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも 24 時間手続きができます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要があるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#)の「[e-Gov 電子申請システムのご利用はこちらから](#)」をご確認ください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#)にアクセスしてください。



【11 月の主な報道発表】

6 日	アクセス	「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催について
7 日	アクセス	銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化について
	アクセス	中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置
	アクセス	経営健全化計画の見直しについて
	アクセス	株式会社アーバンコーポレイションに係る臨時報告書の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	株式会社ヴァリックほか 1 社の株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	株式会社ヴァリックの株券に係る内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	テリーサポートフォリオオマネジメント（株）に対する行政処分について
12 日	アクセス	ジョインベスト証券株式会社に対する行政処分について
13 日	アクセス	銀行等の自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(案)の公表について
	アクセス	IOSCO（証券監督者国際機構）による「IOSCO の G20 サミットに対する公開書簡」公表について
	アクセス	サクセット株式会社に対する行政処分について
14 日	アクセス	株券電子化の実施について
	アクセス	平成 20 年金融商品取引法等の一部改正のうち、ファイアーウォール規制の見直し及び利益相反管理体制の構築等に係る政令案・内閣府令案等の公表について
	アクセス	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）の公表について
	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「保険会社向けの総合的な監督指針」、「少額短期保険業者向けの監督指針」及び「金融コングロマリット監督指針」の一部改正（案）の公表について
17 日	アクセス	バーゼル II 第 1 の柱に関する告示の一部改正（案）に対するパブリックコメントの回答等について
18 日	アクセス	機関投資家等による適切な貸株運用の確保等に向けた周知について
	アクセス	主要行等の平成 20 年度中間決算について《速報ベース》
	アクセス	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について
	アクセス	自社株式取得に係るインサイダー取引規制に関する Q&A について
	アクセス	株式会社いい生活社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	株式会社メディセオ・パルタックホールディングス元社員による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について
21 日	アクセス	株式会社サイバーファームに係る有価証券報告書の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
25 日	アクセス	「インサイダー取引規制に関する Q&A」の追加について
28 日	アクセス	株式会社アーバンコーポレイションに係る有価証券報告書の虚偽記載に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	BNP パリバ証券会社東京支店に対する行政処分について
	アクセス	貸金業関係統計資料集の掲載について
	アクセス	「事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係)（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について
	アクセス	前払式証票の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令について
	アクセス	平成二十年金融庁告示第十一号（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一項第八号の規定に基づき通信手段を指定する件）の一部を改正する件について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。